



平成23年 統一地方選挙対応

第一法規の選挙関連図書のご案内



地方選挙における政党・政治団体の政治活動の手引 [第8次改訂]

選挙管理研究会 編／A5判／280頁
定価1,575円(本体1,500円)

政党・政治団体が、法令を遵守して
活動するための決定版ガイドブック!

- 平成23年4月の統一地方選挙に対応した政治活動の範囲、政治資金の規正等、選挙管理委員会、政党・政治団体、候補者が知っておきたい法律の内容について具体例や問答方式で解説した内容です。
- 前回改訂(平成19年)以降に大幅な改正のあった政治資金規正法施行規則に対応。選挙管理委員会に提出する様式には記入例を記載しています。

平成23年3月改訂

公職選挙法令集 [平成22年7月版]

選挙制度研究会 編／A5判／2,052頁
定価5,670円(本体5,400円)

見やすい、使いやすい!
定番の選挙法令集!

- 新たに国民投票制度に関する法令を盛り込みました。(平成22年5月14日内容現在)
- 「公職選挙法」「公職選挙法施行令」を上下2段対照方式で登載。
- 「公職選挙法」には〔参照〕として関係法令の条項数を収録。

[参照]には関係法令の条項と内容を示す「見出し」つき

法 三三〇 選挙管理委員会

第三三〇条 選挙管理委員会は、次に掲げる事項を掌理する。

一 選挙の執行に必要とする事項

二 選挙の執行に必要とする事項

三 選挙の執行に必要とする事項

四 選挙の執行に必要とする事項

五 選挙の執行に必要とする事項

六 選挙の執行に必要とする事項

七 選挙の執行に必要とする事項

八 選挙の執行に必要とする事項

九 選挙の執行に必要とする事項

十 選挙の執行に必要とする事項

十一 選挙の執行に必要とする事項

十二 選挙の執行に必要とする事項

十三 選挙の執行に必要とする事項

十四 選挙の執行に必要とする事項

十五 選挙の執行に必要とする事項

十六 選挙の執行に必要とする事項

十七 選挙の執行に必要とする事項

十八 選挙の執行に必要とする事項

十九 選挙の執行に必要とする事項

二十 選挙の執行に必要とする事項

二十一 選挙の執行に必要とする事項

二十二 選挙の執行に必要とする事項

二十三 選挙の執行に必要とする事項

二十四 選挙の執行に必要とする事項

二十五 選挙の執行に必要とする事項

二十六 選挙の執行に必要とする事項

二十七 選挙の執行に必要とする事項

二十八 選挙の執行に必要とする事項

二十九 選挙の執行に必要とする事項

三十 選挙の執行に必要とする事項

三十一 選挙の執行に必要とする事項

三十二 選挙の執行に必要とする事項

三十三 選挙の執行に必要とする事項

三十四 選挙の執行に必要とする事項

三十五 選挙の執行に必要とする事項

三十六 選挙の執行に必要とする事項

三十七 選挙の執行に必要とする事項

三十八 選挙の執行に必要とする事項

三十九 選挙の執行に必要とする事項

四十 選挙の執行に必要とする事項

四十一 選挙の執行に必要とする事項

四十二 選挙の執行に必要とする事項

四十三 選挙の執行に必要とする事項

四十四 選挙の執行に必要とする事項

四十五 選挙の執行に必要とする事項

四十六 選挙の執行に必要とする事項

四十七 選挙の執行に必要とする事項

四十八 選挙の執行に必要とする事項

四十九 選挙の執行に必要とする事項

五十 選挙の執行に必要とする事項

五十一 選挙の執行に必要とする事項

五十二 選挙の執行に必要とする事項

五十三 選挙の執行に必要とする事項

五十四 選挙の執行に必要とする事項

五十五 選挙の執行に必要とする事項

五十六 選挙の執行に必要とする事項

五十七 選挙の執行に必要とする事項

五十八 選挙の執行に必要とする事項

五十九 選挙の執行に必要とする事項

六十 選挙の執行に必要とする事項

六十一 選挙の執行に必要とする事項

六十二 選挙の執行に必要とする事項

六十三 選挙の執行に必要とする事項

六十四 選挙の執行に必要とする事項

六十五 選挙の執行に必要とする事項

六十六 選挙の執行に必要とする事項

六十七 選挙の執行に必要とする事項

六十八 選挙の執行に必要とする事項

六十九 選挙の執行に必要とする事項

七十 選挙の執行に必要とする事項

七十一 選挙の執行に必要とする事項

七十二 選挙の執行に必要とする事項

七十三 選挙の執行に必要とする事項

七十四 選挙の執行に必要とする事項

七十五 選挙の執行に必要とする事項

七十六 選挙の執行に必要とする事項

七十七 選挙の執行に必要とする事項

七十八 選挙の執行に必要とする事項

七十九 選挙の執行に必要とする事項

八十 選挙の執行に必要とする事項

八十一 選挙の執行に必要とする事項

八十二 選挙の執行に必要とする事項

八十三 選挙の執行に必要とする事項

八十四 選挙の執行に必要とする事項

八十五 選挙の執行に必要とする事項

八十六 選挙の執行に必要とする事項

八十七 選挙の執行に必要とする事項

八十八 選挙の執行に必要とする事項

八十九 選挙の執行に必要とする事項

九十 選挙の執行に必要とする事項

九十一 選挙の執行に必要とする事項

九十二 選挙の執行に必要とする事項

九十三 選挙の執行に必要とする事項

九十四 選挙の執行に必要とする事項

九十五 選挙の執行に必要とする事項

九十六 選挙の執行に必要とする事項

九十七 選挙の執行に必要とする事項

九十八 選挙の執行に必要とする事項

九十九 選挙の執行に必要とする事項

百 選挙の執行に必要とする事項

法 三三〇 選挙管理委員会

第三三〇条 選挙管理委員会は、次に掲げる事項を掌理する。

一 選挙の執行に必要とする事項

二 選挙の執行に必要とする事項

三 選挙の執行に必要とする事項

四 選挙の執行に必要とする事項

五 選挙の執行に必要とする事項

六 選挙の執行に必要とする事項

七 選挙の執行に必要とする事項

八 選挙の執行に必要とする事項

九 選挙の執行に必要とする事項

十 選挙の執行に必要とする事項

十一 選挙の執行に必要とする事項

十二 選挙の執行に必要とする事項

十三 選挙の執行に必要とする事項

十四 選挙の執行に必要とする事項

十五 選挙の執行に必要とする事項

十六 選挙の執行に必要とする事項

十七 選挙の執行に必要とする事項

十八 選挙の執行に必要とする事項

十九 選挙の執行に必要とする事項

二十 選挙の執行に必要とする事項

二十一 選挙の執行に必要とする事項

二十二 選挙の執行に必要とする事項

二十三 選挙の執行に必要とする事項

二十四 選挙の執行に必要とする事項

二十五 選挙の執行に必要とする事項

二十六 選挙の執行に必要とする事項

二十七 選挙の執行に必要とする事項

二十八 選挙の執行に必要とする事項

二十九 選挙の執行に必要とする事項

三十 選挙の執行に必要とする事項

三十一 選挙の執行に必要とする事項

三十二 選挙の執行に必要とする事項

三十三 選挙の執行に必要とする事項

三十四 選挙の執行に必要とする事項

三十五 選挙の執行に必要とする事項

三十六 選挙の執行に必要とする事項

三十七 選挙の執行に必要とする事項

三十八 選挙の執行に必要とする事項

三十九 選挙の執行に必要とする事項

四十 選挙の執行に必要とする事項

四十一 選挙の執行に必要とする事項

四十二 選挙の執行に必要とする事項

四十三 選挙の執行に必要とする事項

四十四 選挙の執行に必要とする事項

四十五 選挙の執行に必要とする事項

四十六 選挙の執行に必要とする事項

四十七 選挙の執行に必要とする事項

四十八 選挙の執行に必要とする事項

四十九 選挙の執行に必要とする事項

五十 選挙の執行に必要とする事項

五十一 選挙の執行に必要とする事項

五十二 選挙の執行に必要とする事項

五十三 選挙の執行に必要とする事項

五十四 選挙の執行に必要とする事項

五十五 選挙の執行に必要とする事項

五十六 選挙の執行に必要とする事項

五十七 選挙の執行に必要とする事項

五十八 選挙の執行に必要とする事項

五十九 選挙の執行に必要とする事項

六十 選挙の執行に必要とする事項

六十一 選挙の執行に必要とする事項

六十二 選挙の執行に必要とする事項

六十三 選挙の執行に必要とする事項

六十四 選挙の執行に必要とする事項

六十五 選挙の執行に必要とする事項

六十六 選挙の執行に必要とする事項

六十七 選挙の執行に必要とする事項

六十八 選挙の執行に必要とする事項

六十九 選挙の執行に必要とする事項

七十 選挙の執行に必要とする事項

七十一 選挙の執行に必要とする事項

七十二 選挙の執行に必要とする事項

七十三 選挙の執行に必要とする事項

七十四 選挙の執行に必要とする事項

七十五 選挙の執行に必要とする事項

七十六 選挙の執行に必要とする事項

七十七 選挙の執行に必要とする事項

七十八 選挙の執行に必要とする事項

七十九 選挙の執行に必要とする事項

八十 選挙の執行に必要とする事項

八十一 選挙の執行に必要とする事項

八十二 選挙の執行に必要とする事項

八十三 選挙の執行に必要とする事項

八十四 選挙の執行に必要とする事項

八十五 選挙の執行に必要とする事項

八十六 選挙の執行に必要とする事項

八十七 選挙の執行に必要とする事項

八十八 選挙の執行に必要とする事項

八十九 選挙の執行に必要とする事項

九十 選挙の執行に必要とする事項

九十一 選挙の執行に必要とする事項

九十二 選挙の執行に必要とする事項

九十三 選挙の執行に必要とする事項

九十四 選挙の執行に必要とする事項

九十五 選挙の執行に必要とする事項

九十六 選挙の執行に必要とする事項

九十七 選挙の執行に必要とする事項

九十八 選挙の執行に必要とする事項

九十九 選挙の執行に必要とする事項

百 選挙の執行に必要とする事項

委任規定がすぐわかる
上下2段対照方式

内容見本

法

施行令



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

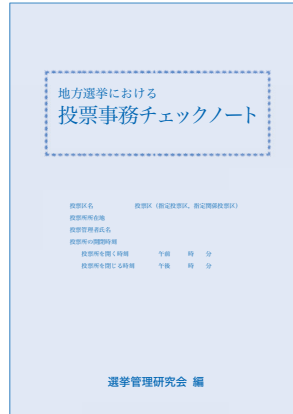
地方選挙における投票事務チェックノート

選挙管理研究会 編／B5判／32頁
定価315円（本体300円）

- 地方選挙を実施するにあたり、投票管理者や投票立会人、投票事務従事者の心がまえをはじめ、投票事務に必須な事項について、わかりやすく説明しています。
- 投票前日から投票当日・終了まで、各段階での注意点、確認事項をチェックできる、ノートタイプの選挙従事者必携書です。

事務スタッフの
作業チェックマニュアルにお勧め！

平成23年3月改訂



選挙管理事務テキスト [平成20年版]

選挙管理研究会 編／A5判／802頁
定価2,730円（本体2,600円）

選挙管理委員会関係者の
研修テキストに最適！

- 平成20年10月現在の「公職選挙法」に準拠しています。
- 公職選挙法に規定されている、都道府県ならびに市町村の選挙管理委員会が管理執行する事務全般にわたって、項目ごとに参照事項・運用事項・様式例などを掲げ、さらに実例・判例の要旨とともに選挙管理上問題となった事例を収録しています。

お試し読み、お申込はコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 選挙

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書 (第一法規刊)			
書名		定価(税込)	部数
地方選挙における政党・政治団体の政治活動の手引 [第8次改訂]	[027045]	1,575円	<input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 私用 部
公職選挙法令集 [平成22年7月版]	[026229]	5,670円	<input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 私用 部
地方選挙における投票事務チェックノート	[026997]	315円	<input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 私用 部
選挙管理事務テキスト [平成20年版]	[024604]	2,730円	<input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 私用 部

*弊社宛直接お申込いただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料450円にてお届けいたします。

上記のとおり申し込みます。なお、代金は現品受領後、請求書により支払います。 平成 年 月 日

〒 _____

ご住所 _____

機関名 _____ 部署名 _____

フリガナ _____ TEL _____

ご氏名 _____ 様 ④ E-mail _____ ④

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX ☎0120-302-640

書店印

地政(8次) (027045)
選挙法令(22) (026229)
投票・地(23) (026997)
選挙事務(20) (024604) 2011.2 SE

<お客様の個人情報の取扱いについて>

お客様よりお預かりしたお名前・住所等の個人情報は、商品や代金請求書の発送、アフターサービス、弊社商品・サービスのご案内のために使用いたします。ご同意のうえお申し込みくださいますようお願いいたします。ご不明な場合、また個人情報の照会、訂正、削除を希望される場合は、フリーダイヤルにてご連絡ください。お客様よりお預かりした個人情報は、弊社ホームページに掲載の「プライバシーポリシー」に従い適切に管理いたします。

フリーダイヤル TEL ☎0120-203-696 FAX ☎0120-202-974